

【司会】

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、第3回目となります、まちづくり基本条例市民学習会にご参加いただき、誠にありがとうございます。

それでは、ただ今から「みんなでつくろう。まちづくりの基本ルール」というテーマのもと、「第3回まちづくり基本条例市民学習会」を開会いたします。

私は、本日の司会を担当いたします、企画調整部企画政策課の宮野と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、連絡がございます。今回で、この学習会も3回目の開催となりました。事務局では、ご都合により毎回参加できない人もおられることから、学習会の都度、前回までの学習会の資料をご用意しております。また、市のホームページや協働のまちづくりかわら版で学習会の内容や、その他の情報を市内に発信しております。

協働のまちづくりかわら版は、市役所各庁舎などに設置してあります。また、前回の学習会の資料と一緒に受付のところをご用意してありますので、ご希望の方は、後ほど事務局にお申し出くださるようお願いいたします。

ここで、本日のプログラムについてご説明いたします。このあと、新潟大学の馬場先生より、講演がございます。その後、質疑応答をはさみ、午後3時から「燕市のまちづくりの担い手 - 現状 - 」をテーマにご説明および意見交換を行います。閉会は午後4時を予定しておりますので、皆さんの御協力をお願いいたします。

それでは、これより講演にうつらせていただきます。

講師は、新潟大学大学院実務法学研究科准教授の馬場健（ばば たけし）先生です。馬場先生は、政治学博士で政治学や行政学を専攻されており、大学では地域の公共的課題の解決方法を探る地域政策論を担当されています。また、新潟市まちづくり基本条例市民提案会、五泉市市民まちづくり会議のアドバイザーなどを務められています。

本日、馬場先生には、「政策の過程について」というテーマで講演をいただきます。

馬場先生、よろしくお願いいたします。

【講演】

『政策過程と住民の関わり』

新潟大学大学院実務法学研究科准教授 馬場 健 氏

皆さんこんにちは。今日は、政策の過程という話をしていきたいと思っています。

前回のアンケート結果を拝見させていただいて、1つだけ「やっぱりな」と思ったものがありましたので、ご紹介させていただきます。何かと申しますと、アンケートで、「昔は」と僕が言うということ。昔だけじゃなくて今もやっているということなんでしょうか。ご指摘を受けているんですけども、これはどういうことかと言いますと、結局この地域のことは僕は良く分からないということなんです。僕は、18年間長野の田舎に住んでいました。ここより小さなまちです。人口は3万人しかいません。市と名乗っていますが昭和の大合併の特例で市になっただけの話で、実態は市ではありません。その後、ずっと東京で18年暮らしていました。したがって、僕の頭の中はある意味で東京の頭なんです。そうすると、「昔は」と言うと高校時代までのイメージなんです。確かに、僕の実家のある長野県の南の方では、昔ではなく今でも町内会で川ざらいであったり、道普請はやっていませんが、いろいろなことが行われています。これは、何かと申しますと、結局地域性ということなんです。地域性というのは、地域に暮らしている方しか分からないものなんです。したがって、皆さんにこのようにご参加いただいて、議論をしていく

中で初めて燕というこの地域に必要なルールが何なのかということが明らかになってくるというふうに考えています。したがって、皆さんにとにかく意見を出していただきたいと考えています。前振りが長くなるんですが、今、上越市の住民投票条例をつくる委員会の副委員長をやっているんですね。委員長は誰かと言うと、僕が出た大学の先輩で、僕の良く知っている方なんですが、彼は上越市の状況よりも美しい条例というものを目指すんですね。もう少し言うと、理想型をどちらかと言うと目指しているというところがあるんです。僕は、そうではないという立場に立ちます。理想をいくら追っても、その地域に合わなければ、その運用は成されていかないだろうと考えているので、彼とは実は意見があまり合わないわけです。結局いくら理想型を追っても、そのシステムが動かないとどうにもならないと考えています。したがって、繰り返しになりますけれど皆さんのご協力が何よりも重要であると思っています。そこで、今日のお話に進んでいきたいというわけです。

今日は、「政策と住民の関わり」という話をしていこうと思います。そこで、政策って何なのかという、政策には色々な解釈、色々な言い方があります。例えば、それをポリシーという言葉に置き換えるともっとややこしくなります。「自分のポリシーは」と言う、その人のやり方、考え方といったものもポリシーという言葉で呼ばれます。企業のポリシーというものもあるでしょうし、それ以外の組織のポリシーというものもあるでしょう。今回お話ししようと思うのは、政策と言ったときの行政が掲げるポリシー（政策）とは何なのかということです。

政策過程とは

行政が掲げる政策とは何かと言えば、地域の公共的な課題を解決する活動、それ自体であると考えられます。ここで重要なのが、地域の公共的課題と言いましたが、ここがポイントなんです。一人ひとりが自分で問題を解決できるのであれば公共的課題でも何でもないわけですね。私的な課題なんですね。みんなでやらないと問題の解決が図れないというのが正に公共的な課題なんです。そうすると、燕市の公共的な課題を解決する活動、こういうものが政策なんだというふうに置き換えることができます。では、これをどうやって決めるのかということが問題になります。

政策を決定するのは誰か

地域の公共的な課題であると最終的に決定するのは誰かと言うと、本来は住民一人ひとりなんです。しかし、みんなで議論できればいいんですが、そんなのは最終的には無理なんです。今、ここに集まっておられる方々が全員だとすれば話は簡単で、ここに集まっている方々で議論すれば良い。でも、そうではなくて、燕の人口8万人が一堂に会して議論するなんてことは不可能なんですね。とすると、誰がやるかと言ったら、行政が課題を公共的な課題と認識して、行政で決定できるものはそのまま行政で決定すればいいんです。そうでないものは議会に諮って解決することになります。

政策のサイクル

今日のレジュメの後ろ側に政策のサイクルというものを載せました。政策というものは、今言ったように地域の公共的な課題を解決するための活動で、具体的に言えばそれが計画であったり、施策と呼ばれるものだったり、予算であったり色々なものがあります。しかし、とりあえず何が必要になるかと言うと、政策はまず立案、どういうものを作るかということを決めないといけない、それを実施しなければいけない、実施した結果を評価しなければいけないということです。政策過程は、課題の設定から始まって、立案、決定、実行、評価という過程を経るんだということが一般に言われます。課題の設定をして、立案をして、決定をして、実行して、評価をし、評価したものをまた立案に戻してやる。このように政策過程という形でグルグル回っているということになります。

課題設定とは

具体的にお話して行きたいと思います。課題設定というものはどういうことかと言うと、「社会の諸問題を認識し、その問題背景を分析し、その問題に対し政府として対応するか否かを決定すること」ということです。少し言い方を変えれば、その地域にある諸問題を行政が認識をして、その問題の原因を分析する。これが、公共的な問題なのか、ある一人の問題なのか、そういったことを認識する。それを分析しておいて、その問題に対して行政として対処すべきかどうかを決定する。社会において、公共的な課題なんていくらでもあります。この問題を取り扱うのか取り扱わないのか、まず課題設定をして、その設定したところで次に対応策をいくつか策定し、その中からどれが最も有効か、効率的かなどを分析して、政策決定の次の段階へ引き継ぐ政策案を選択するということです。

企画立案

また、ある課題を認識し、その課題について行政として対処しなければならないとなったときに、対処策はどういうものがあるのかということを考えて、その内のどの対処策、方法が一番有効なのか、若しくは効率的なのかを決定すること、これがいわゆる企画立案ということになるわけですね。企画立案をして、ここで政策案ができるということです。まちづくり条例で言えば、今、まさにこの状態にあるわけです。まちづくり条例というものを創るか創らないか。これが地域の公共的な課題を解決するものなのかどうかということをご皆さんで議論して、解決するものかどうかであればそれを政策案として、つまりまちづくり条例案として策定するということになるわけです。他の問題でも同じことが行われます。これが政策の立案の段階ということになるでしょう。

決定

その後、決定という段階があるんですが、この決定はレジюмеでは括弧でくくっています。どうしてかと言うと、この決定をするのは行政が行うわけではないんですね。決定を行うのは基本は、行政のトップ、つまり市長が決定するという場合と議会が決定をするという場合の両方があります。つまり政治的決定なんですね。政治的に決定するか否かについて、案が出てきたときにやるのかやらないのか最終決断は誰がするのかと言ったら、我々の代表者である長または議会が決定するということなので括弧なんです。

実施、実行

では、決定しました、そうすると次が実施、実行という段階、別の言い方をすると執行という段階になるわけです。まちづくり条例というものを例に採れば、まちづくり条例の案をつくりました。案をつくったので、案に対して決定が成されました。つまり、まちづくり条例というものができました。できたら、まちづくり条例を実行に移す。どういうことかと言うと、これを適用して住民と行政との関係を規定し、例を挙げると新発田市の場合では審議会への公募委員の数を増やすということをごここで行っていくということが実施、実行という段階なんですね。

評価

実行という段階が終わった段階で、実行してみると色々問題が生じているということがありますよね。うまくいかないという場合。そうすると、実施したことによってうまくいったのか、いかなかったのか評価してみる。評価をして、うまくいっていないという部分があれば、それをまた別の政策若しくは同じ政策のバージョンアップする段階で使いましょうということになる。そうすると、また立案の段階に戻ってくるということなんですね。資料では計画の立案段階に戻すということしか書きませんでした。実際問題は実施の段階に戻す、こういうことだって有り得るわけです。政策それ自体の案は良いけれど、やり方が駄目だとしたらやり方を直すというこ

とだって有り得るんですね。

例えば、ゴミの収集を考えてみましょう。今まで毎日家庭ゴミを収集していたものを週3回に変更しますという政策をつくりました。それによって何を実現するのかというと、ゴミの減量化を図るという考え方です。その目的の下で、ゴミの収集を週3回にするという政策をつくり、決定されて実施しました。実施されたら思いのほかうまく行き、週3回にしたらゴミの量が半分になった。うまくいったのでもう少し回数を減らしたいということで週3回じゃなくて週2回にしよう。そうすると目的は変わっていませんよね。ゴミの減量化という目的は変わっていません。ただ、やり方として週3回を週2回に変えようということになったただけなので、実施ベースですよ。実行ベースを今度変えてみましょうとこういうことになるわけです。これが政策過程と呼ばれるものなんです。実はもう少しややこしいんですが、言い出すと非常に面倒なので省略します。一応、こういう構造になっていますということをお最初に押さえていただいて、では、これに対して住民はどうやって関わっていくのかということを考えてみたいと思います。

政策過程の各段階への住民の関わり方

政策過程の各段階に住民はどうやって関わっていくのかということが問題になるわけです。レジュメの後ろを見ていただくと、企画立案、決定、執行、評価と書かせていただきましたが、この各段階に対して、政策をつくる、決定する、実施する、評価するというものに対して、全部が全部、行政と議会という政治的な行政上の機関が行うということも考えられはします。しかし、そうではなく住民が何らかの形で参加をしていくということが重要なのではないかとということが考えられるわけです。どうして参加しなければならないのかということなんですが、これは僕が延々お話ししてきましたが、そもそも我々は議会の議員と長という2つの政治的機関を選挙で選んでいるわけですよ。その人達に政治的なことは一切任せたはずなんです。でも任せきれない部分というものがあんじゃないかということが今、言われるようになったわけです。それは、例えば4年に1度の選挙では、その間に起きた問題というのは必ずしも我々が信託していない、もともとその問題は起きていなかったんだから分からないという問題があったりとか、あとは、その人を選んだけれど、別の候補よりも良かったから比較考慮で選んだのであって、全てについて承認していないんだということも言えるかもしれません。色々な理由から必ずしも住民が考えているものと市長なり議会が考えていることがマッチしないということも有り得るということ。特に今のように時の流れが速いところでは起き得るということになるわけです。そうすると、どうしようかということを考えるわけです。住民が何らかの形で今の政策の過程に参加していくということが必要になるんじゃないか。とすると、どこに参加するんだという話になります。政策というものをつくるという段階なのか、決定する段階なのか、実施する段階なのか、評価する段階なのか、このどこに参加するんだということが問題になるわけです。

参加

そこで、レジュメの後ろに書いた枠の説明になります。まず、最初に「参加」という言葉がありますが、参加（理念型）と書きました。参加ということで、住民参加という言葉が出てきたのがいつぐらいかと言うと、昭和40年代なんですね。昭和40年代って何が起きた時代かと言うと、都市化が起って都市問題が起きたということと、プラス公害の問題が起きてきた、こういった時代が住民参加が生じた段階なんです。その前に住民運動があったということもあるんですが。住民参加ということが起きてきて、色々なことが行政の専売特許ではなくなってきた。色々なことと言いましたけれど、それが何だったのかと言うと、理念型として言えばこういうことを考えていたんです。企画立案にも住民が入るし、決定のある部分についても住民が入るし、執行についても入るし、評価についても入る。こういうことを考えていたんです。具体的に言えば最初に住民参加で進んだと言われているのが東京都武蔵野市なんです。この武蔵野市というのは、実は色々な要素があってそういうことになったんですが、その住民参加をやったのは誰だったかと言

うと、僕の指導教授でした。僕の指導教授が当時の後藤市長と一緒にやってやったのが、この住民参加だったんですね。そこには、皆さん名前をご存知かもしれない西尾勝という地方分権推進委員会の立役者で東京大学法学部の教授もいましたし、法政大学教授の松下圭一という人もいました。こういった人達がここに参与していったんですね。参与して何を考えたのかと言うと、企画立案の部分についても住民と一緒に行政がやる、執行、実施ベースについても住民が参加をする、評価についても住民が参加するというのがこの人達の考えた理念型だったんですね。

どうしてこんなことが起きるかと言うと、まず企画立案をしておかないといきなり実施だけ頼まれても困るということなんですね。いきなり住民が、こういう政策が決まっていますので実施のやり方だけ考えてくださいと言われてもどうでしょう。例えば、最初にゴミの減量化から始めようという話を考えないで執行の部分、有料ゴミ袋の導入のやり方について検討してくださいと言われてたらどうでしょうか。某市がゴミの収集というのを有料化したんですが、今某市は町内会・自治会がゴミの監視員としてゴミステーションに立っているんですね。そのときに、ゴミのステーションにまで立つという話を住民と話し合ったかということなんです。企画をする段階でゴミの減量化は必要です、ゴミの減量化をするためには何が考えられるか、ではゴミ袋を有料化しましょう、分別も行いましょう、その分別についてやっていない人をどうやって取り締まったり、分別するように仕向けたりするのかということまでを全部考えて、そのときに、住民や住民組織は何ができるのかということをご自分で考えておかないと、いきなり執行の段階でゴミステーションのところまで立ってくださいと言われてたらどうでしょうか。確かに協働と言えば協働ですし、参加と言えば参加ですよ。ゴミの収集という実施には参加していますよね。でも、形としてどうもしっかりこないと思われるわけです。

理念型の参加といわれる言葉が使われたときには、当然、企画立案段階から決定、執行、評価まで全てに住民が参加するということ。実態として武蔵野市では何が行われたかと言うと、コミュニティセンターが造られたんですが、このコミュニティセンターの企画立案段階から住民が入っていました。執行についてもコミュニティセンターの運営を住民が行うこと、これは現在も行っているようですが、こういう形が採られ、評価は執行と評価がくっついている形で行われている。こういう形が考えられます。最初に考えられた参加の理念型というものは、こういうものです。つまり、政策の流れの中で最初に企画立案に参加することなく決定、執行、評価ができるかということ、住民参加はできないということなんです。

他の例も挙げてみましょう。例えば、いきなり評価だけやれと言われてたらどうなるかという話です。これもかなりきついことになります。どうして評価だけだときついのかと言うと、その政策の目的が分からないわけですよ。その政策って何を実現しようとしているのかをみんなで議論しないで、いきなり評価だけに入ってくださいと言われても、実現しようとする目的やどういう議論かも分からなくて、評価はみんなでバラバラになるんですね。一人は、この政策はこういう目的でやっているんだろうとって評価する。別の人は、実現しようとしているものを別の考えでこの政策を評価する。バラバラの評価になって、評価としても意味がないんですね。意味がないので、次の企画立案に戻したり、執行に戻したりすることができないということになるんです。住民参加は、政策の過程の流れのうち、企画立案の段階から始めるのが大原則であろうということ。しかし、武蔵野市のような自治体はこういうふうにやりましたが、資料にも書きましたが、住民参加とって色々なことが言われましたが、参加という言葉で行われたことは、せいぜい企画立案に住民が少しずつ参加をしたというのが実態だったんです。現在でも参加と言うと、何となく企画立案だけを捉えるというイメージになっちゃったんですね。

参画

そこで、言葉を変えようということになったんです。何が出て来たかと言うと「参画」という言葉です。先程の話から10年か15年くらい下ります。参加という言葉が最初に出て来るんですが、もう少し住民に主体性を持たせて理念型として決定の段階まで行おうということが出てきた言葉が参画だったんです。でも、実はこれも実態は少し決定まで加わるくらい、ご意見拝聴より少し良いかなという程度の

レベルが参画という言葉です。

協働

また、参画という言葉でもだめだよということで、今日言われるようになったのが何かと言うと、「協働」という言葉です。協働も、参加の理念型と同じ側面を持っていて、政策の企画立案から執行評価までを全部協働しようと、理念的には言われます。しかし、実態的には何を狙っているかと言うと、どちらかと言えばなんですが、執行の部分に注力されることが多いんですね。協働と言ったときには、一緒に働こうという言葉のとおりで、政策をつくるという話ではなくて政策を実施するのに当たって住民と一緒に政策を実施していくというところに注力されるんです。実態として何があったかと言えば、皆さんご存知のとおり行政側にお金がなくなってきたということです。今までだったら、お金があったのでいくらでもできたけれど、それができなくなったから、住民に少しやってもらわなければならない。これは、仕方がないことですが、ただ実施だけだと先程も言ったように、企画立案は決まっています、実施になっていきなり、ルールを守らないでゴミを出すことの対処として、持ち回りでゴミステーションの前に町内会の人を立ててくださいねと言われるということが起こり得るわけですね。

この問題はどこでも起こっていて、実は僕の田舎でも起こったんですね。何だったかと言うと不燃物の収集というものだったんです。僕の実家のあるところから300mから400m離れたところに不燃ゴミの収集ステーションがあるんですね。それを朝の7時から8時まで監視する役というのが町内会で回って来たんです。でも、その自治体や町内会での決定にも、うちの父親は参加していませんでした。うちの父親は、もう80歳で病気を持っているんです。長野の2月の朝はマイナス10度弱まで気温が下がるんですね。そんな人が、そんなところに立っていたら死んじゃいます。だから、僕は行かないでくれと言ったんです。つまり、企画立案に関与していないが為に話がややこしくなるんですね。企画立案の段階で、地域の実態としてどういう人が出られるんだと、本当に出られるのはどういう人なんだというところまできちんと考えて政策の立案をしないが為に執行段階で、じゃあ町内会によるしくということになると、うちの父親のような高齢者が出て来なければならないということになるわけです。うちの父親は「町内会で言われたから」と言うので、仕方がないからまだ車の運転ができるので車で行ってエンジンを付けてその中に居ると言ったんですね。環境に良くないのは分かっていますが、命には変えられませんから。ということで、ちゃんと企画立案に関与していなかったということがマイナスの側面を現す実態があるということなんです。

住民が参加する仕組みづくり

したがって、今事例を挙げましたけれど、この政策のサイクルに対して住民が参加をしていくメカニズム、しかも各段階において参加できるメカニズムをつくっていくということが重要であるということです。更にそのときに、制度として確立していないが為に、単発でこの問題、あの問題といったときにどれに参加するかということが、かなり曖昧だったんですね。今度はそれを曖昧ではなくて、こういう基準でこういう形で住民が行政と一緒に働いていく、地域の公共的課題を解決していくということを考えるに当たっては、まちづくり条例かどうかは別にしても、企画立案段階にはどういうふうにして参加をしていくのか、執行段階にはどのようにして参加していくのか、評価段階にはどのようにして参加していくのか、そういう仕組みやメカニズムをつくって置く方が住民にとっても分かりやすいですし、行政にとっても分かりやすいと考えられるわけです。

このように、まちづくり条例と、政策のサイクル、更に住民の参加の形態というのは、実はリンクしているということで、本日この政策の過程という話をさせていただきました。参加と言うと、皆さんどこに参加して良いのかわからないだろうと思うんです。僕自身も最初はそうだったんですね。

整理するとどうも、企画という最初の案をつくる段階、執行する段階、評価する段階、そういう形で段階を踏んで参加をしていくメカニズムを考えたらどうか、それを整理していくのがこの条例なんじゃないかと僕自身は思っています。ただ、最後に1つだけ付け加えさせていただければ、決定にも住民参加と言いましたけれど、全員が全員参加できるものではないと最初にお話しました。ということは、

決定とは最終的には誰が行うかと言うと、行政のトップである長であったり、議会であったりする。これは間違いのないことです。ただ、その人達が参考になる、なるほど、こういうふうにしたら良いのではないかと思うことができる、そういう基礎資料となったりすることも参加することによって可能になっていこうと考えています。全員が参加できるわけではないので、住民参加で決まったことを全て実施するように決めていくことができるかと言えば、そんなことはありません。でも、その意見はかなり重要な意見として決定の際に関わってくるだろうと考えているわけです。少し駆け足でしたが、僕のお話はこちらまでにさせていただきます。

【質疑応答】

【司会】

それでは、ここで、ご質問をお受けいたします。ご発言を希望される方は、挙手をお願いいたします。

(なし)

それでは、これで講演を終了いたします。馬場先生、ありがとうございました。それでは、ここで休憩をとらせていただきます。再開は午後3時からとさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

(休憩)

【司会】

時間となりましたので再開させていただきます。続きまして、「燕市のまちづくりの担い手 - 現状 - 」をテーマに、事務局であります企画調整部企画政策課よりご説明申し上げます。その後、ご来場の皆さんと意見交換を行いたいと思います。

【事務局からの説明と意見交換】

テーマ『燕市のまちづくりの担い手 - 現状 - 』

(馬場先生)

始める前に先程の説明の補足をさせていただきます。どうも片側のみのお話をしたようです。何かと言うと、父親の話なんですが、別件で怒ったんです。下水道の整備の話なんですが、みんなに意見を求める機会というのが何度もあったんですね。何度もあったのにうちの父親は言わなかったらしいんです。結果的に下水道が整備されたんですが、僕は下水道の整備は必要だと思ってるんですね。観光や色々な面で非常に重要なポイントであろうと。現実の問題、水回りを全部変えないといけないので、下水道を引くのに1軒あたり2~300万の金額がかかるんですね。そうしたら父親は高いのでやらないと言い出したので、僕は怒ったんです。意見を言う機会があれだけあったのに言わないでいて最後にやらないというのはないだろうと。「僕がもし市長だったら、汲み取りの金額は今の10倍から20倍にするよ、そうしないと意味がないから」と言ったんです。つまりどういうことかと言うと、政策の過程を踏んでいるときは過程があるときに言わないのは無しであろうと。政策の過程が無いときには、実施ベースで問題が生じたときには、そんなもの守らなくても良いのではないか。この二つの両面があるということを皆さんにお伝えしなかったものですから、そこのところだけ補足させていただければと思います。

それでは、市の職員の方に今の現状についてお話いただければと思います。よろしく申し上げます。

(事務局)

企画政策課の鈴木と申します。私のほうから「燕市のまちづくりの担い手 - 現状 - 」という資料に沿ってご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。市では、本年3月に「燕市総合計画」を策定しました。策定

にあたり、市民の皆さんからまちづくりに関するご意見をいただき、計画策定に反映させることを目的として、昨年2月に5,000人の市民の皆さんを対象に「市民意識調査」を実施いたしました。

その調査結果は、市のホームページでも公開しています。いただいた貴重なご意見、ご提案は、十分に検討し、総合計画策定の基礎資料として活用させていただきました。調査にご協力をいただきました市民の皆様には心から感謝しています。

調査結果をご覧になられたことのある人も多いと思いますが、今回はその内容から、燕市の現状や、市民の皆さんや行政の役割について考えてみたいと思います。

資料の3ページをご覧ください。ご紹介する調査項目の1つ目ですが、「問6、あなたは、燕市のあるべき将来像を実現するために、市民としてはどのようなことを実践していく必要があるとお考えですか」という設問についてです。燕市の将来像実現のために必要だと思う活動をおたずねしたところ、最も割合が高いのは「自治会（町内会）活動に参加する」という回答であり、「地域・地区のまちづくり協議会やボランティアなどの活動に参加する」という回答についても同様に、割合が高くなっています。

資料の4ページをご覧ください。ご紹介する調査項目の2つ目ですが、「問7、自治会や各種団体、ボランティア組織、NPOなどの活動に、どの程度参加していますか」という設問についてです。自治会、各種団体、ボランティア組織、NPOなどの活動への参加経験をたずねたところ、「ときどき参加している」、「積極的に参加している」を合わせて「参加している」との回答が3割程度となっています。一方、「参加したことがない」、「あまり参加したことがない」を合わせて「参加したことがない」との回答が7割弱となっており、自治会や各種団体への参加が市民の皆さんにあまり浸透していないことがうかがえます。市民活動に参加していない人にその理由をたずねたところ、「活動に参加する時間がない」という回答が最も多く、次いで「興味のある活動に対する情報がない」、「活動に興味がない」という回答になっています。一方、「参加したいが始めるきっかけや機会がない」、「どこに問い合わせればいいのか分からない」との回答も1.5割程度あることから、潜在的な活動意欲を活かしきれていないこともうかがえます。

資料の5ページをご覧ください。ご紹介する調査項目の3つ目ですが、「問8、市民がまちづくりや地域づくり活動に参加するために何が必要だと思いますか」という設問についてです。まちづくりや地域づくりに参加するために必要だと思うことについては、「身近に一緒に活動してくれる仲間がいる」という回答が最も高く、次いで「各種活動についての情報が広く市民に紹介されている」、「市民のまちづくりや地域づくりに対する意識を高めてもらう」という回答になっています。

資料の6ページをご覧ください。ご紹介する調査項目の4つ目ですが、「問9、今後の市政運営について、特にどのようなことに力を注ぐべきだとお考えですか」という設問についてです。今後の市政運営での力を注ぐべきことについては、最も割合が高いものが「組織のスリム化を図る」で、次いで「行政情報を積極的に公開する」、「職員の資質を向上する」という回答になっています。

資料の7ページをご覧ください。ここまでの調査結果をまとめると、燕市の将来像の実現のためには、自治会活動や地域や地区のまちづくり協議会やボランティア活動など、地域づくり活動への市民の皆さんの参加が重要であると考えている人が多く、そのことに反して各団体への参加が市民の皆さんにあまり浸透していないというのが実情であることが伺えます。これらを解決するために、市ができることは、各団体の皆さんと情報の共有を図るため、参加を始めるきっかけや機会づくりや団体などに関する情報を募り、広く市民の皆さんに情報を発信し、情報提供していくことです。また、各団体においても市民参加のきっかけづくりや機会づくりを進めるとともに、それらの情報を行政側にご提供いただくことで、行政や、各団体同士、市民同士の情報の共有が図られ、まちづくりに対する意識の高揚につながるものと思います。また、市に対しては、行政のスリム化、職員の削減に力を注ぐべきとの意見が多いことから、市としては、行政情報を積極的に公開しながら、市民の皆さんの意向に沿った形でこれらを推進していくことが求められ

ます。また、今後、多様化する地域の公共的課題を解決していくためには、市民の皆さんと行政との協働体制の構築が求められると考えられることから、いろいろな機会をとらえて、市民の皆さんからどんどんまちづくりに参画していただきながら市政を運営していく必要があると思います。

資料の8ページをご覧ください。ご紹介する調査項目の5つ目ですが、「問10、今後の燕市のまちづくりに関するご意見やご提案などがありましたら、ご自由にお書きください。」という設問についてです。1,056人の市民の皆さんから合計1,517件の自由意見がありました。いずれも重要なご意見ですが、ここですべて紹介するのは時間の都合があり難しいので、今回のテーマに沿ったものをいくつか掲載しました。これら市民の皆さんからのご意見やご提案は、総合計画の策定にあたり、推進すべき施策や主要事業の中に反映されています。ご覧いただくとおり、行政が何をするのか、市民にどうあって欲しいのか考えるといった「行政と市民の役割の分担や明確化」に関するもの、計画段階から市民が市政へ参加する「市民参画と協働」に関するもの、情報公開や説明責任といった「市政運営の透明性の確保や情報の共有」に関するものなど、一般的にまちづくり基本条例に規定される項目についての要望が、「総合計画策定のための市民意識調査」でもいくつも挙げられています。

今ご紹介しました市民意識調査結果でも、市民の皆さんや自治会、まちづくり協議会、NPOなど市内のまちづくりの担い手の現状や課題などに触れさせていただきましたが、ここで、燕市のまちづくりの担い手と現状についてご説明いたします。

資料の9ページをご覧ください。市内には、多くの団体等がまちづくりの担い手として、それぞれの特性を活かしてさまざまな活動を行っており、それらをすべて把握することは困難ですが、市内のまちづくりの担い手と行政の関係を図に示すとおおよそ、9ページの図のような形になります。更に、各主体同士もそれぞれ結びついています。市内には、地域住民を基本としてその周りに多くの市民活動団体が存在し、それぞれ独自の地域づくりやまちづくり活動を行っています。また、すべての主体を囲むようにしてまちづくり協議会が存在しています。

また、行政と各主体が地域住民や各団体等に対して、実際に行っている活動を大まかにまとめたものが資料10ページの図になります。市が各団体等に対して行っている事項は、(1)情報の発信・共有、(2)相談、(3)交流・協働の促進、(4)学習・講座、(5)活動の場・設備の提供、(6)その他支援(人的・財政)などです。また、各団体は、(1)情報の発信・共有、(2)協働事業の提案、(3)環境美化・緑化・福祉・健康づくり・子育て支援・防犯・防災・交通安全・伝統芸能・文化財等保存・その他の地域の課題解決へのさまざまな取り組みなどを行っています。また、地域住民の皆さんからは、ご意見、ご提案などといった情報発信や、各取り組みへの参加をいただいています。

(事務局)

地域振興課の五十嵐と申します。続きまして、私のほうから各主体の具体的な、燕市における「市民協働」の現状と課題についてご説明いたします。

先に策定された『燕市総合計画』の第6章に「市民とともに築くまち」と掲げ、第2節「市民活動団体・地域コミュニティへの支援」を謳っています。資料の11ページ以降に、各主体の具体的な事例として、まちづくり協議会、自治会、NPOについて掲載をさせていただきました。

はじめに11ページをご覧ください。本市では、これまでNPOなどが主体となってまちづくり活動を行ってきましたが、合併の前後に市民のまちづくり活動への参画と地域住民と行政の協働による個性と魅力あるまちづくりを進めるため、市内全域にまちづくり協議会を立ち上げました。まちづくり協議会は、市内全域13地区に設置しています。既存の自治会等の単位で対応が難しいと考えられる課題や問題を掘り起こし、地域住民が解決策を協議し、責任を持って解決していくことで自立した地域づくりを行う組織です。まちづくり協議会の主な活動や行政が支援している内容は資料のとおりですのでご覧いただきたいと思います。まちづくり協議会の現状と課題に関しては、地域においては、住民の自治意識やコミュニティへの帰属意識が希薄化しており、「コ

コミュニティ活動に住民の理解が得られない」「活動に参加する人が少ない。決まった人しか参加しない。」などの問題が出てきています。また、住民の高齢化に伴ってコミュニティ活動を担う人材の不足が大きな問題となっており、併せて、少ない人数に負担が集中することからコミュニティ活動が住民に敬遠されがちになり、更に人材の不足を招くという悪循環に陥っていることも事実です。まちづくり協議会の今後の取組みに関しては、まちづくり協議会はそれぞれの地域の住民自らが、地域の特性や課題を考え、自己選択と自己決定によって地域づくりを行う地域コミュニティ組織ですが、地域住民に最も身近な市が主体的に政策を展開し、住民の活動を支援していくことにより、生活の基盤となる地域コミュニティに力をつけることになると考えられます。今後は地域の実情に合わせた支援方法も検討していかなければならず、地域課題の解決策の実践者となりうるNPO・ボランティア・福祉団体等の連携をコーディネートすることや、地域リーダーの育成、更には担当課だけではなく市全体として地域住民と地域課題を共有することも必要になってくるのではないかと考えられます。

続きまして、自治会についてのご説明です。12ページをご覧ください。燕市には現在206の自治会が組織されており、住民の自律したコミュニティづくりの主体となるものです。自治会の主な活動や行政が支援している内容は資料のとおりですのでご覧いただきたいと思っております。自治会の現状と課題に関してですが、各地域の個性を發揮しながら地域のさまざまな課題を解決するために、生活の広範囲の分野にわたって活動しています。しかし、自治会の構成世帯数の減少している地域や、自治会がない区域などがあります。自治会の今後の取組みに関しては、自分たちの地域は自分たちで守るという視点から、地域住民が一致団結し、組織的に行動する自主防犯活動や自主防災組織の結成などの取組みが進められています。今後も、こうした地域の連帯感を醸成させる取り組みが求められます。

続きまして、NPOについてのご説明です。13ページをご覧ください。ここで、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、NPOという言葉はよく耳にしますが、NPOとはこういった団体を指すのか少しご説明させていただきます。NPOとは民間非営利組織と直訳されますが、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称をいいます。NPOは、法人格の有無に関係なく、市民が自発的につくったボランティア団体や市民活動団体といわれる団体を指して呼ぶことが多いですが、社会福祉法人、財団法人、医療法人など、すべての「営利を目的としない公益団体」と広く捉えられることもあります。更に最も広い意味で、生協や労働組合、町内会・自治会などの共益団体を含めて営利団体以外のすべての団体と捉えられることもありますが、一般的にはあまり使われておりません。さまざまな分野（福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されております。以上がNPOについてのご説明です。燕市では、14のNPOが法人格を取得し、保健・福祉・環境・スポーツなど様々な活動を行っています。また、法人格を取得していないながらも社会貢献活動を行っている団体は多数あり、すべてを把握しているわけではありません。燕市NPO活動等助成事業におけるイキイキまちづくり団体の登録は、NPO法人を含めて13ありますが、このほかにも当然多数の団体が行政との関わりを持たずに様々な活動を行っていると思われれます。NPOの主な活動や行政が支援している内容は資料のとおりですのでご覧いただきたいと思っております。NPOの現状と課題に関しては、これまでの経年変化をたどることは困難ですが、ここ数年のNPO法人の増加をみても、当市の市民活動・ボランティア活動は活性化の傾向にあります。このことは、従来の福祉ボランティア活動に加え、男女共同参画の推進、まちづくり協議会の設置などによって広がりを見せた結果であるといえることができます。活発な市民活動が展開されている中で課題も顕在化しています。人材や活動資金の不足、事務機能が整備された活動拠点がないなどの個々の問題や、情報の受発信を一元的に行う場がないこと、活動団体相互の交流の場がないため情報交換や認識不足により団体間の協力関係が構築できないなどです。NPOの今後の取組みに関しては、団体が十分に力を発揮できる活動しやすい環境の整備という側面的な支援の視点から、全庁的な支援体制のもとに、より包括的な支援策を実施してい

く必要があります。市民活動を支援するにあたり、行政の縦割りの対応などの仕組みの問題や、どのような活動にどのような支援を行うことが効果的なのかについて、既存の支援の考え方を改めて見直す必要があるのかもしれませんが。

続きまして14ページをご覧ください。まとめになりますが、今ご説明しましたことが各団体の現状やかかえる課題のすべてではありません。ただ、ご紹介しました各団体の課題を解決するため、現状から考えられる重要なことには、次のようなことが挙げられます。

各団体にとって市民の皆さんの参加や協力が不可欠であることから、市民の皆さんがまちづくりを自分達の問題として考え、市民主体のまちづくりを進めること

まちづくりの各主体の役割分担を明確にし、各主体が対等なパートナーとして連携し、協力して地域の公共的課題を解決していくために、みんなで考え、決定し、行動していくこと

市が各主体の活動の場や交流の場を提供するとともに、それぞれ情報提供などの支援を行い、情報の共有を図っていくこと

市は、市民の皆さんや各団体の皆さんの意向を的確に市政に反映するため、皆さんのご意見、ご提案、ご要望を広く求めながら市政を運営していくこと

この各主体の「協働のまちづくり」が今後のまちづくりにおいて重要であると考えます。この「協働のまちづくり」を実現するため、市ができることは、情報共有や支援体制の見直しなどを含め、皆さんの意向を的確に市政に反映するため、市民意識調査報告書にあったように、市民の皆さんや市内の各団体の皆さんのご意見、ご提案、ご要望を広く求めながら開かれた市政運営を実現していくことです。ただし、皆さんのご意見、ご提案、ご要望を行政がすべて市政に反映し、市政運営を行っていくことは、人的にも、財政的にも不可能です。市民の皆さんや、自治会、まちづくり協議会、NPOその他の市民活動団体、事業者の皆さんにお願いしたいことは、地域の公共的課題をより良く解決する方法を行政と一緒に考えて考えるため、いろいろな機会をとらえて、どんどんまちづくりに参画していただきたいということです。

また、行政が市民の皆さんや各団体の皆さんのご意見やご提案を広く求めると言っても、どういった方法でご意見やご提案を求めていくのか、また、ご意見やご提案があった場合に、それらを行政がどのように検討し、どのように施策に反映させたのか、反映できなかった場合にどうして、どういう理由があってできないのか、そういった経過をきちんと説明していく、説明責任を果たして透明性を確保し、高めていくこと。こういったことが、これからの行政の役割として重要なのだと、このたび、まちづくり基本条例市民学習会を開催し、馬場先生を講師にお招きし、大勢の市民の皆さんと学習を重ねてきた結果、再認識しているところです。

これまでも市では、多くの分野において市民の皆さんに参画していただき、協働で様々な施策を行ってきました。しかし、市民参画の時期や、取り組みに関する経過や結果の説明などで市の部署ごとに取扱いや考え方の違いやばらつきがあったのは否めません。

こうした反省点を踏まえ、今後は、市民の皆さんと行政がお互いの信頼関係の上に立ち、共通の認識のもとで「市民参画」や「協働」を求めながら、まちづくりを進めていくためのルールづくりが必要であると考えます。

この学習会は、まだまだ続きます。これからも、市民の皆さんにとっても行政の職員にとっても、この学習の場で新しい発見や新しい発想など、新たに気付くことがたくさんあると思います。今後も、皆さんには引き続き、この学習会へのご参加を賜りたいということで、学習会のPRもしつつ、事務局の説明を終わらせていただきたいと思います。

大変ありがとうございました。

(馬場先生)

はい、ありがとうございました。それでは、これから意見交換ということにさせていただきます。まず、今までのお話の中で、市民の方々から良く分からなかったなど、ご質問がありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(参加者のAさん)

先生の講義の中でもありました、政策課題を設定する段階で公共的な課題ということなんですが、これをどうやって決めるのか、何が公共的であるのかということを決めることは非常に大事だと思うんですが、そういうことを決める過程で住民が参加すると言ってもですね、非常に政治的なものと結びついているものですから、ここが市民にとって公共的だと思っても、市長や議会で変わってくると言いますか、質がどんどん変わっているということがあるような気がしてですね。実は、100人委員会というものが合併してからありまして、その中で色んな課題を協議し、行政の皆さんと事務作業を進めて一定のものをつくったんですが、現実にはそれが今、毎年の執行の中で市のトップと議会との関係で、私達が色々話し合った中で決めたものが実行の段階でかなり質が変化しているという部分もあるんですね、見てみると。それらを含めて、非常にその辺が政治との関わりで難しいと言うか、議論に関わった市民とすればですね、一体何だったのかという思いがしたりですね、その点について説明をお願いします。

(馬場先生)

今のご質問について、まず僕から少しお話をして、補足説明がありましたら市の職員の方からしていただければと思います。

まず、その制度の設計段階で、政策の目標が変わったのかどうかということが重要になるであろうと思います。政策の目標が変わったのか、それとも実施ベースが変化していったのかということです。最初に企画立案段階で企画したものの若しくはその後の政策決定が行われたものがあると思うんです。それが100人委員会で議論したことで、それが市の政策として決定しているということになれば、それに基づいて実施が行われているはずということになるんです。その実施ベースが変わったとすれば、先程言った評価の段階というものが入っているかどうかということになるんです。評価が出来るメカニズムがあれば、もともとと言っていたことと実施が違っていたとすると、実施が違っているのは何故なんだというふうに指摘をすることが出来る、若しくは説明を求めることが出来るんですね。

最初に、もともとの政策の目標を立てたときに、目標に達したのかどうかを計るための物差しを作っておくというのが必要になりますよね。その物差しに照らしてみると、どうも実施段階でずれたんじゃないか、若しくは物差しで計ってみると実施すると言ったものを全部やってないんじゃないか、そういうことが言えるメカニズムというのが最初に作られていれば、そこで言いやすいだろうと思うんですね。それが無いとなると、言いにくいと言うか、どうやって図ったら良いのか、もともとその政策というものがどういう目的だったのかというのが、必ずしも明確にならないということになってしまう。その段階で先程も延々申し上げましたけれど実施と評価のメカニズムまで全部考えると、まず政策の策定段階でそういったところまである程度詰めておくということが必要になるだろうと思います。当然、詰めておいてもずれたときには、誰が責任を負うかと言ったら、行政や議会が、ずれた理由は何だということを説明しなければならないということになる。ですから、その政策の立案段階に住民が参加していくということは非常に重要なことだと僕自身は考えています。

これについて、市の職員の方から何かありますか。

(事務局)

企画政策課の宮路と言います。よろしくお願ひいたします。今程、お話のありました100人委員会の件でございますが、100人委員会で出されたご意見や報告等に基づきまして、市では担当、主

管課と計画策定を進めて参った次第でございます、総合計画は向こう8年間という計画になりますが、その中に盛り込んでございます。また、どうしても財政的な面等のお話もありますが、8年間の中で毎年の進捗状況や評価等を行いながら、総合計画に載っているものにつきましては進めて行きたいと考えているところであります。

(馬場先生)

はい。ここでもう一つ申し上げなければいけないんですが、新潟市の地域自治区に区の協議会というものがある、それについて新聞でコメントを出したというのを前にもお話しました。それは、審議会の意見というのが、どの程度反映されるのかということのコメントだったんです。ここに重要なポイントが一つあって、住民が言ったことが全て政策に反映されるということにはならないということです。先程もお話したように、全員が全員そこに参加しているわけではないということなんですね。とすると、審議会等は全体の意見ではないというふうに捉えられるわけです。とすれば、それは重要な意見だけれども、全ては反映できないよということも有り得るとするのが、住民参加というメカニズムのところでは留保しておかなければならない点であろうと思います。ただし、だからと言って住民参加でやったことを全て行政がはねとばすことができるかと、それにはその理由を必ず説明しなければいけないんですね。そのところがポイントになるんです。今までだったら、理由も何もなく決定して終わりだったと思うんです。そうではないルールをつくっておけば、ルールから外れるときには外れる理由を説明しなければならないということになるんです。

例えば審議会というのは、専門的知識を求めるものがある。それについて、専門知識のない人が入って100パーセント審議ができるのか。そんなことはないわけですね。全く知らないことについて、やれと言われてもできない。いくら手を上げたからといって、その人に任せて意見を出して、その意見が少し外れていることだって有り得るわけです。

また、審議会に公募委員を入れなければならないといっても、すごく専門的な問題について公募委員だけの意見を聴くということができない場合だってあるわけですね。皆さんの意見を聴かなければいけないようなものについては、公募委員を入れなければならない。しかし、専門性が高い場合には、審議会から公募委員ではなくて、専門家を入れるんだということだって有り得る。そうするとそこは説明しなければいけないですよ。ルールは、公募委員を入れなければならない。しかし公募委員を外したというときには、公募委員を入れなかった理由をちゃんと説明しなければいけない。

ということで、全ての意見が通るわけではないけれど、とにかくルールが出来ていればルールを守る、若しくは守らないときの説明責任がある。こういう点でルールづくりということをこれから進めていく方がより良いということが言えると思います。

今までのところで、他にご質問はないでしょうか。僕から行政の方々に質問があるのは、今ほど、まちづくりの担い手の構造についてご説明いただいたんですが、実態例として行政の方々がそれに関与していて、その中でどんな問題があって、それを解決するのはどうしたら良いと思われるのかその辺りの現状の取組みや、課題について事例を交えてお話いただけるとありがたいなと思うんですがいかがでしょうか。

(事務局)

はい。市全体に関わる部分で感じていることなんですが、今お話のありました行政の政策の過程、意思決定の過程につきまして、透明でなければならないというのがこれから重要になってくるわけですし、それによって行政の説明責任が果たせるものと思っております。また、行政が市民参画や協働のまちづくりを進めて行く上でも、今後重要なものと思っております。

透明性の確保ということで進めております具体的な取組みについて申し上げたいと思います。燕市の情報公開条例による情報公開制度の運用、審議会などの会議の公開や審議内容の議事録の公開、財政状況や各種制度の運用状況の公表。また、事務事業や施策の評価を行う行政評価制度を実施しておりますが、その評価結果につきましても今後お知らせして行きたいと思っております。そ

れから、重要な施策の企画立案の段階で市議会議員の皆さんへの報告や市民の皆さんへの後方やホームページなどを活用した情報提供などを行っております。また、市で今でもやっております、市長への手紙、まちづくり出前講座、市政懇談会、各種審議会への市民の公募、それからアンケートやホームページなどを活用した意見提案などの募集、意見公募を行うパブリックコメント制度、こういったものを現在行っておりますし、また今後も一層努力して参る所存でございます。

(馬場先生)

今お話があったんですが、会議の公開というのが良くありますよね。会議を公開しなければならないという議論があるんですが、現実問題そうだと思うんですね。

でも考えていただきたいのは、全ての会議を公開した方が良いのかということです。原則kは会議は公開だと思うんですが、非公開にした方が良い場合もあるんですね。例えば、僕なんか審議会をやっているときに、皆さんから議論で意見を出してもらいたいときに、僕が自分で思っていないこと、全く逆のことを言うことだってあるんですね。議論を深めるために反対の意見を出してみようということもあります。もし、それを公開したらどうなるかと言うと、あの人は反対意見だったと言われるわけですね。自分自身がそういう考えでなかったとしても、そういうレッテルをはられるわけです。そうすると、会議の場でそういう自由な意見を言えなくなっちゃうんですね。とりあえず、会議が簡単にまとめれば良いという意見だけしか言えなくなる場合だって有り得るわけです。会議を公開して、そうなることが良いのか、または危険を顧みず何でも言って議論するのがいいのか、それとも会議を非公開にして議論をするのか、この3つの選択があると思うんです。そのときに、今までだと説明しないで非公開にしていたということもあると思うんです。いずれにしてもルールをつくっておくということが重要な論点なのかもしれません。

今、情報の公開という話につながったわけですがけれども、情報の公開というのは、公開することによって逆の方向から意見が出てくることを前提としている、キャッチボールという構造になっているはずなんですね。そのキャッチボールをするといった段階で行政の中で問題や課題がありましたらお話していただければと思います。

(事務局)

はい。今言われたキャッチボールというのは重要なことだと思うんです。透明性を高めていくということで全て政策等を公表していくことが一番の理想だと思うんですが、なかなか全部が全部というわけには行かない部分もあると思います。当然、プライバシーとか個人情報の問題等がございます。

今、行政の方といたしましても委員の公募等を行っております。これからも市民の皆さんと一緒に政策の立案など考えていかなければならない中で、公募を行ってはいるんですが、なかなか公募をしても参加していただける人が少ない、そういう面もございます。また、中には同じ方ばかりとか年齢、性別等がどうしても偏ってくるとか、こういう問題もございます。キャッチボールをしたいんですけど、なかなか市民参画を得られないということがあります。あとは、パブリックコメント、これにつきましても大勢の皆さんから色々なご意見をいただきたいと思っておりますが、実際にはパブリックコメントでのご意見というものが少ないというのが、現状の課題でもありますし、苦労している点でもあります。

(馬場先生)

行政の課題についてお話があったわけですが、住民の方々から見たときに、どういうふうに見えているんでしょうか。例えば、委員の公募があった場合に公募に手を上げにくいとか、そもそも公募しているという状況があまり伝わっていないということなのか、その辺りの点について市民の方々でご意見なりご質問があればと思うんですが、何かございますか。

(参加者のBさん)

パブリックコメントのことなんですが、パブリックコメントがありますよということを公民館なんかに行ったときに聞くことがあるんです。それで、どこにあるんですかと言うと、「ここにあります貸し出しは出来ません。ここで見ていってください。1部しかありません。」と言わ

れて、5分や10分で見れるような内容ではないので、時間がないから出来ないということになるんですね。パブリックコメントがあるということぐらいは分かるんですが、意見を出す段階にまでは至らないというのが私の意見です。

(馬場先生)

ありがとうございます。やるという決定がなされているけれども、どうも実施ベースで住民の方がやりにくい、パブリックコメントを出しにくい状況にあるんじゃないかというご意見だったと思うんですが、その辺りはどうなんでしょうか。インターフェイスを変えてみるといったことが出来るんですかね。

(事務局)

確かに内容が数ページのものではないので簡単にはいかないかもしれませんが。ホームページに掲載してあるのはお分かりかと思うんですが、紙ベースでということになれば公共施設に1部ずつ置いてあるといった状況ですので、本当にそう簡単に中身が分かるというものではないかもしれません。そこで、そういう場合には担当している部署にご連絡していただければ良いのかなと考えております。

(馬場先生)

やり方という問題について議論する場というのはなかなか無いと思うんです。僕はよく言うんですが、内容もさることながらインターフェイスの問題も重要であるということなんです。どうやって情報のやり取りをするかという情報自体の問題もさることながら、やり取りのやり方も重要だよなということです。もしかしたら、そちらの方が重要なのかもしれません。例えば、パブリックコメントやり方についてのパブリックコメントだってあっても良いのかもしれないですね。そうすると、そういったことを考えていくに当たって何らかの場を設けていくことが重要なんだと。今のようなご意見をいただけるような場を制度として確立していく方が良いのか、実態だけあれば良いのかは別として。

皆さん、今の情報のやり取りに関して他のご意見はございますか。

(参加者のCさん)

今日、初めて学習会に参加するんですが、今色々な情報が流れている中で燕市から広報で、月2回分厚いものが来ますよね。そうすると色々なことが載っているわけですけど、自分自身も隅から隅までじっくり読むということがなかなか出来ません。例えば、行事がありますとか講習会がありますとか、そういう記事を見ても、自分が関心があれば頭に入って、出ようかなんてこともあります。生活している中でなかなか勤めがあったり大変であります。情報のやり取りなんかで経費はかかると思うんですが、こういう会議であれば紙1枚でこういったものがありますとか、そういうことで市民に徹底すれば関心のある人は良く見てもらえると思います。また、市の職員の方もなかなか忙しいとは思いますが、7月、8月にまちづくり協議会単位での市長さんや各課の担当の方が出向いて住民の意見を聴く機会があったんですけど、そういうことをこまめにやりながら、住民の意見を聴きながら市政の方へ反映していければ良いんじゃないかなと思います。色々意見を用紙に書くといった手法があるので投書すれば良いんですが、私自身もそうなんですが、そういうことが苦手な人もいるわけですから、口で言って、先程も言いましたとおり同じ事情で出来ないこともあると思うんですけど、住民の意見を聴く中でそれらを市民サービスの中に反映していければ良いんじゃないかなと思います。

(馬場先生)

ありがとうございます。確かに、住民が意見を言うチャンネルはたくさんあった方が良いと思います。チャンネルを増やしていくということが一つ、もう一つは住民が主体的な行動をとること。この二つがあって初めてまちづくりというものがうまくいくようになるんじゃないかなと考えています。今日は、大体の皆さんが燕市にどういう団体があってどういう構造になっているのかという図もあまりご覧になったことがないだろうと思いますし、僕自身も知らないわけですので作ってくださいとお願いしたんです。こういうふうに作ってくれば、何を燕市は市と

してやっていて、団体と何をやり取りしているのか、僕も少し理解できるようになる。

今日帰っていただいてから活動概要という資料の10ページを見ていただくと、こういうことをやっているのかということが少しはご確認いただけるのではないかと。ご確認いただいて、このときに住民としてどういうことが出来るのか、行政には何をしてほしいのかということをお考えいただく端緒になればと思います。

時間となりましたので、意見交換を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

【事務局からの連絡事項】

続きまして、事務局から次回の学習会の開催につきましてご連絡申し上げます。

次回、第4回の学習会の開催日程につきましては、お手元の本日のプログラムの最後のページに記載してありますとおり、11月29日、土曜日の午後2時から開催させていただきたいと思っております。なお、お詫びになりますが、本日の開催もそうだったんですが、当日は産業カレンダーが休日となっておりますが、準備の都合や他の行事等との調整の結果、開催日を当日に設定させていただきました。お仕事の都合などで参加できない皆さんには大変ご迷惑をお掛けしますが、ホームページ等を通じまして、学習会の内容をお知らせしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、会場ですが、今回はアンケートでもご要望がありましたとおり、会場をローテーションし、分水地区に移させていただきます。その次の会は燕地区に移させていただきます。会場を分水地区に移しまして、分水公民館で開催させていただきますので、会場のお間違えのないよう、また、是非、次回もご参加くださいますよう重ねてお願い申し上げます。会場の場所がわからない方は、事務局までお問い合わせいただきたいと思いますし、また協働のまちづくりかわら版を発行し、そこに会場の地図等を掲載させていただきますのでよろしく願いいたします。また次回、予定している開催内容につきまして、ここで予告をさせていただきますが、市内の自治会、まちづくり協議会、NPOの数団体の皆さんからお越しいただきまして、本日、事務局からご説明いたしました、各団体のまちづくりの現状や課題を具体的に発表していただく予定です。そのあと、各団体の皆さんと議論を行う予定ですが、テーマや進め方などにつきまして、こうしたら良いのではといったご意見やご提案がありましたら、本日のアンケート用紙にご記入いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【司会】

それでは、閉会予定の時間となりましたので、本日の学習会を閉会したいと思います、最後にお願いがございます。

市では、まちづくり基本条例の制定に向けた学習会を今後も継続して行います。燕市のまちづくりの基本ルールとなる条例案づくりには、大勢の市民の皆さんのご意見を反映しながら策定する必要があります。また、先ほどもご連絡いたしましたとおり、第4回学習会は、会場を分水地区に移し、分水公民館で開催いたします。会場のお間違えのないよう、また、是非、次回もご参加くださいますよう重ねてお願いいたします。

なお、本日の皆さんにお配りしたアンケート用紙は、お帰りの際、受付のテーブルにご提出くださるようお願いいたします。なお、アンケートは、後日ご提出いただいても結構です。

それでは、これで第3回まちづくり基本条例市民学習会を閉会いたします。長時間にわたり、御協力をいただき、ありがとうございました。お忘れ物がないよう御確認いただき、お足もとに気を付けてお帰りください。